

関係各位

茨剣連居合第 43 号
令和4年10月9日
茨城県剣道連盟居合道部
部長 平野 政弘
[公印省略]

第2回茨城県居合道支部対抗戦並びに高段者演武大会の開催について(通知)

このことについて、下記により開催いたします。つきましては、御多用の折りとは存じますが、会員に周知されますとともに、御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和4年11月20日(日)午前9時30分開会 (受付 8時30分)
- 2 場 所 ひたちなか市総合体育館 サブアリーナ
(ひたちなか市新光町49 Tel:029-273-9370)
- 3 参加資格 本連盟の令和4年度会員並びに居合道部員とする。(無段の居合道部員は本連盟の会員とみなす)
- 4 方 法
 - 1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則に準じて実施する。
 - 2) 服装は、七段以上は紋服、六段・五段は紋服又は稽古着(黒又は白で上下同色)とし、四段以下は稽古着とする。ゼッケン着用のこと。
 - 3) 団体戦出場者で、座り技のできない者は、当日受付及び試合場主任に理由を届け出ること。
 - 4) 審判員は、参加者のうち七段・八段の者とし、参加申込みをもって委嘱とする。
 - 5) 会場係員は、参加者のうち五段・六段の者とし、開催日前に支部事務局を通じ委嘱する。
 - 6) 段位は、申込み締切日の段位とする。
- 5 支部対抗団体戦
 - 1) 各支部選出の四段以下の者3名1組の団体戦(先鋒・中堅・大将)とする。
 - ①各チームは先鋒(二段以下), 中堅(四段以下), 大将(四段以下)の3名編成とする。
 - ②各チームの出場選手の合計段位が、9段以下になるように編成すること。
 - ③各チーム補欠1名の登録を認める。(但し三段以上は先鋒には出場できない)
 - ④複数チームを編成できる支部は、複数チームを出場させてよい。
 - ⑤単独でチーム編成ができない支部は、近隣の支部と合同チームを編成して出場させてよい。
 - 2) 指定技について
 - ①先鋒は、全剣連居合5本(指定技:1・3・7・8・9)を抜くものとする。
 - ②中堅・大将は先に古流2本(自由技)を抜き、後に全剣連居合3本(指定技:7・9・11)を抜くものとする。
 - ③不戦勝の場合でも演武するものとする。
 - ④座り技のできない者の指定技は、当日審判長が指定する。
- 6 演 武
 - 1) 個人演武 五段から七段までの各段別で演武を行う :正式礼法で自由技5本とする。
 - 2) 模範演武 範士八段及び教士八段 :正式礼法で自由技5本とする。
- 7 表 彰
1位・2位・3位(2チーム)入賞のチームと選手を表彰する。

- 8 参加料（茨剣連会員登録・居合道部会費の未納者は、申込み書を確認すること。）
- 1) 1チーム6,000円とする。
 - 2) 個人演武参加者は3,000円とする。ただし、居合道八段以上の者は不要とする
- 9 昼食：各自で用意すること。
- 10 申し込み方法
- 1) 支部ごとに取りまとめの上、所定の申込書により、電子メール又はファックス及び郵送にて申し込むこと。
 - 2) 申込先 茨城県剣道連盟居合道部 幹事長 塚本哲也
〒300-0052土浦市東真鍋町10-22 Eメール:info@ibaraki-iai.com FAX:03-6893-6792
携帯電話:090-8115-8931（塚本）
- 11 申込み締め切り:令和4年11月1日(火)
- 12 手当について
- 1) 七段以上の審判員には、審判員手当を支給する。
 - 2) 五段・六段の会場係員には、係員手当を支給する。
- 13 参加料等の払い込みについて
- ・以下のゆうちょ銀行口座に振り込むこと。
記号10610 番号9800671
口座名義 茨城県剣道連盟居合道部
- 14 居合道の普及発展のため、ホームページ及び広報に必要な情報を提供することがある。
- 15 感染症防止の添付①「安全の遵守事項」の周知の徹底及び②入場者確認票を記入持参すること。
- 16 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、変更することもあるので、ご注意ください。

以上